

ハウディストリート猪名川

建築協定書

(目的)

第1条 この協定は建築基準法（昭和25年法律第201号）及び猪名川町建築協定条例（昭和48年条例第42号）に基づき、第5条に定める区域内（以下「協定区域」という。）における建築物の敷地、位置、用途、構造、形態、意匠及び建築設備に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は「ハウディストリート猪名川建築協定」と称する。

(用語の定義)

第3条 本協定の用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令に定めるところによる。

(協定の変更及び廃止)

第4条 本協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、協定区域内の土地の所有者並びに建物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意をもってその旨を定め、これを兵庫県知事に申請して、その認可を受けなければならない。

2. 本協定を廃止しようとするときは、土地の所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、兵庫県知事に申請してその認可を受けなければならない。

(協定区域)

第5条 協定区域は、猪名川町万善字一本松2-3他別添区域図のとおりとする。なお、分筆登記による地番決定後は各地番を以て確定するものとする。

(建築物に関する基準)

第6条 協定区域内の建築物に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物は、造成分譲時の1区画1戸建の専用住宅とする。ただし、日用品の販売を主たる目的とする店舗等の兼用住宅、入院設備のない診療所兼用住宅で第10条に規定する運営委員会が、住宅環境をそこなわないと特に認めたものについてはこの限りではない。
- (2) 建築物の階数は、地階を除き2以下とし、高さは地盤面より10m以下、軒高は7m以下とする。
- (3) 建築物の外壁、又はこれにかわる柱の面からの隣地境界線までの距離は0.5m以上、及び道路境界線までの距離は1.0m以上とする。但し次のイ、ロの一に該当する場合はこの限りでない。
 - イ. 外壁、出窓又はこれらに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。
 - ロ. 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が2m²以内であること。
- (4) 敷地の区画は、分譲時の区画の変更をしてはならない。但し、土地の所有者等が同一の連続した2区画以上の敷地は、1区画とみなすことができる。
- (5) 建築面積は、敷地面積の10分の6を超えてはならない。
- (6) 延べ面積は、敷地面積の10分の20を超えてはならない。
- (7) 建築物の色彩及び意匠、並びに付属建築物等は良好な住宅地に調和するものとし、敷地内の緑化に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、兵庫県知事の認可告示のあった日から起算して、10年間とする。但し、有効期間満了6カ月前に土地所有者等の過半数の廃止の申立がない限り、さらに引続き10年延長するものとし、以後この例による。

2. 有効期間中に本協定第8条第1項に定める請求があった場合には、同条第2項の規定については期間満了後もなお効力を有するものとする。

(違反者の措置)

第8条 第10条に定める委員会の委員長は、同委員会の決定に基づき第6条の規定に違反した土地の所有者等（以下「違反者」という。）に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をもって、相当の猶予期間を設け、当該違反行為を是正するに必要な措置をとるよう請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合、違反者は遅滞なく、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第9条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該違反者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行または当該違反者の費用を以て第三者にこれを為させることを裁判所に請求する事ができる。

2. 前項の提訴手続き等に要する一切の費用は当該違反者の負担とする。
3. 第1項の第1審裁判所は、神戸地方裁判所伊丹支部とする。

(運営委員会)

第10条 本協定の運営のため運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の役員を置く。

委員長1名、副委員長1名、会計1名、委員若干名

2. 委員は土地の所有者等の互選とする。なお、1区画の土地の共有者又は共同借地権者は、そのうちの一人を代表者として委員を互選する。
3. 委員長は、委員の互選とし、協定運営のための会務を総理し、委員

会を代表する。

4. 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
5. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。
6. 会計は本協定運営に関する経理業務を処理する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員の再任は妨げないものとする。

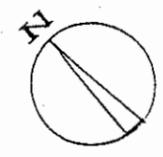
(経費)

第12条 土地の所有者等は委員会の運営に必要な経費を負担しなければならない。

(補足)

第13条 本協定に規定するもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

ハウディストリート猪名川 建築協定区域図



※太線で囲まれた部分が建築協定区域です。
○は、当社区画番号です。